

## 計算書類に対する注記（法人全体用）

### 1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
移動平均法に基づく原価法により評価している。
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法  
棚卸資産の評価方法は、最終仕入原価法によっている。
- (3) 固定資産の減価償却の方法
  - ・有形固定資産  
平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定率法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定率法によっている。
  - ・無形固定資産  
定額法によっている。
  - ・リース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (4) 引当金の計上基準
  - ・賞与引当金  
職員の賞与の支給に備えるため、翌期以降の賞与支給見込額を基礎とした支給対象期間基準法により計算した賞与引当金を計上している。
  - ・退職給付引当金  
福島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している職員については、当該職員に係る掛金のうち、法人負担分の累計額の全額を計上している。その他の職員については、退職金規程に基づく期末要支給額のうち、社会福祉医療機構の退職手当共済制度より支給される部分以外の金額の全額を計上している。

### 2. 法人で採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度を採用している。さくら保育園、さくらみなみ保育園およびその他児童福祉事業の正職員においては、福島県社会福祉協議会の退職共済制度を併用している。

### 3. 法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類（第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式）
- (2) 事業区分別内訳表（第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式）
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）  
当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。
- (6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
  - ア 法人本部拠点
  - イ さくら保育園拠点（社会福祉事業）
  - ウ さくら子育て支援センター拠点（社会福祉事業）
  - エ 児童デイサービスさくら拠点（社会福祉事業）
  - オ さくら相談支援事業所拠点（社会福祉事業）
    - 障害児相談支援
    - 特定相談支援
  - カ さくらみなみ保育園拠点（社会福祉事業）
  - キ さくらみなみ子育て支援センター拠点（社会福祉事業）
  - ク 学童クラブみなみのきょうだい拠点（社会福祉事業）
  - ケ 介護老人保健施設はなひらの拠点（社会福祉事業）
    - 老健はなひらの入所
    - 老健はなひらのショート
    - 老健はなひらのデイケア
  - コ 老人デイサービスセンターはなひらの拠点（社会福祉事業）
    - デイはなひらの通所
    - デイはなひらの認知症
    - デイはなひらの障がい
  - サ ヘルパーステーションはなひらの拠点（社会福祉事業）
  - シ 老人デイサービスセンターはなみずき拠点（社会福祉事業）
    - デイはなみずき通所

- デイはなみずき認知症  
 デイはなみずき障がい  
 ス ヘルパーステーションはなみずき拠点（社会福祉事業）  
 セ 特別養護老人ホームはなしのぶ拠点（社会福祉事業）  
     特養はなしのぶ入所  
     特養はなしのぶショート  
 ソ ケアハウスはなしのぶ拠点（社会福祉事業）  
 タ デイサービスセンターはなしのぶ拠点（社会福祉事業）  
 チ ヘルパーステーションはなしのぶ拠点（社会福祉事業）  
 ツ デイサービスセンターはなゆまち拠点（社会福祉事業）  
 テ はなひらの指定居宅介護支援事業所拠点（公益事業）  
 ト はなぷらん指定居宅介護支援事業所拠点（公益事業）  
 ナ 福島市飯坂南地域包括支援センター拠点（公益事業）  
     飯坂南地域包括支援  
     飯坂南介護予防支援  
     総合事業  
 ニ 指定居宅介護支援事業所はなみずき拠点（公益事業）  
 ヌ 福島市渡利地域包括支援センター拠点（公益事業）  
     渡利地域包括支援  
     渡利介護予防支援  
     総合事業  
 ネ 指定居宅介護支援事業所はなしのぶ拠点（公益事業）  
 ノ 訪問介護員等養成事業拠点（公益事業）

#### 4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	544,529,101	0	0	544,529,101
建物	1,894,029,126	37,814,570	143,277,499	1,788,566,197
定期預金	1,000,000	0	0	1,000,000
合計	2,439,558,227	37,814,570	143,277,499	2,334,095,298

#### 5. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

#### 6. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地（基本財産）	248,652,149 円
建物（基本財産）	1,388,159,835 円
計	1,636,811,984 円

担保している債務の種類及び金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	541,636,000 円
計	541,636,000 円

#### 7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	4,326,067,943	2,537,501,746	1,788,566,197
建物（その他の固定資産）	2,625,000	1,811,579	813,421
構築物	209,766,144	165,417,563	44,348,581
車輛運搬具	77,577,317	75,684,921	1,892,396
器具及び備品	202,942,128	173,068,921	29,873,207
有形リース資産	31,914,960	13,581,316	18,333,644
権利	4,880,758	1,666,415	3,214,343
ソフトウェア	1,728,000	86,400	1,641,600
無形リース資産	23,652,000	10,249,200	13,402,800
合計	4,881,154,250	2,979,068,061	1,902,086,189

8. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	276,623,812	0	276,623,812
未収金	1,782,756	0	1,782,756
未収補助金	9,361,260	0	9,361,260
立替金	1,556,553	0	1,556,553
合計	289,324,381	0	289,324,381

9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

10. 関連当事者との取引の内容

該当なし

11. 重要な偶発債務

該当なし

12. 重要な後発事象

該当なし

13. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ① 過年度において不十分だった将来使用目的の特定積立金の積み立て及び同額の積立資産を計上した。

(単位：円)

積立金名称	当期増加積立金
施設・設備整備積立金	220,000,000
修繕費積立金	24,000,000
合計	244,000,000

- ② 人件費の処理基準を変更したことにより、調整額が発生した。  
 (変更前) 支給基準及び納付期日到来基準  
 (変更後) 対象期日到来基準

(単位：円)

科目名称	調整額
役員報酬	65,000
職員給料	3,214,797
非常勤職員給与	22,319,125
法定福利費	9,931,756
合計	35,530,678